

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙事務所標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

令和8年5月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一